

越前町懲戒処分の基準

1. 基本事項

越前町職員の懲戒処分（免職、停職、減給及び戒告）の量定については、この基準による。

この基準は、任命権者が懲戒処分に付すべきと判断する代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定にあたっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどうであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる量定より重いものとするのが考えられる場合として、

- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- (2) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- (3) 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- (4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- (5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、標準例に掲げる量定より軽いものとするのが考えられる場合として、

- (1) 職員自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- (2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるときがある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

2. 指導上の措置

職員の非違行為に対してその責任を確認させ将来を戒めるために行う行為で、懲戒処分（免職、停職、減給及び戒告）に当たらないもの。

- (1) 訓告 任命権者名で文書により行う注意
- (2) 嚴重注意 任命権者で文書により行う注意
- (3) 口頭注意 所属長が口頭によりおこなう注意

3. 懲戒処分等の公表

「越前町職員の懲戒処分等の公表基準」に基づき、公表する。

4. 標準例

非 違 行 為 の 種 類			量定基準
1 一般服務関係	(1)欠勤	ア. 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員	減給又は戒告
		イ. 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員	停職又は減給
		ウ. 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	免職又は停職
	(2)遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	戒告
	(3)休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員	減給又は戒告
	(4)勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告
	(5)職場内秩序びん乱	ア. 上司その他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員	停職又は減給
		イ. 上司その他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員	減給又は戒告
	(6)虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員	減給又は戒告
	(7)違法な職員団体活動	ア. 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は本町の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員	減給又は戒告
		イ. 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員	免職又は停職
	(8)秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職又は停職
(9)個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員	減給又は戒告	
(10)個人情報保護義務違反	個人情報のデータ改ざん等不適切な情報処理等により個人の人格的利益を著しく侵害した職員	減給又は戒告	
(11)政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した職員	戒告	
(12)兼業の承認等を得る手続の怠	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続きを怠り、これらの兼業を行った職員	減給又は戒告	

	(13)入札談合等に関する行為	町が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員	免職又は停職
	(14)セクシュアル・ハラスメント (他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)	ア. 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
イ. 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員		停職又は減給	
ウ. イの場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときの当該職員		免職又は停職	
エ. 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員		減給又は戒告	
	(15)公益通報に関する不適正行為	ア. 通報者を詮索し、又はこれに不利を及ぼし、若しくは及ぼそうとした職員	停職又は減給
		イ. 事実をねつ造して公益通報した職員	減給又は戒告
2 公金公物取扱い関係	(1)横領	公金又は公物を横領した職員	免職
	(2)窃取	公金又は公物を窃取した職員	免職
	(3)詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた職員	免職
	(4)紛失	公金又は公物を紛失した職員	戒告
	(5)盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員	戒告
	(6)公物損壊	故意に職場において公物を損壊した職員	減給又は戒告
	(7)失火・爆発	過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした職員	戒告
	(8)諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員	減給又は戒告
	(9)公金公物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員	減給又は戒告
3 公務外非行関係	(1)放火	放火をした職員	免職
	(2)殺人	人を殺した職員	免職

	(3) 傷害	人の身体を傷害した職員	停職又は減給
	(4) 暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき	減給又は戒告
	(5) 器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	減給又は戒告
	(6) 横領	自己の占有する他人の物(公金及び公物を除く。)を横領した職員	免職又は停職
	(7) 窃盗・強盗	ア. 他人の財物を窃取した職員	免職又は停職
		イ. 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職
	(8) 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	免職又は停職
	(9) 賭博	ア. 賭博をした職員	減給又は戒告
		イ. 常習として賭博をした職員	停職
	(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員	免職
	(11) 酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員	減給又は戒告
	(12) 淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	免職又は停職
	(13) 痴漢行為	公共の乗り物等において痴漢行為をした職員	停職又は減給
	(14) ストーカー行為	ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第2項に規定する「ストーカー行為」をした職員	停職又は減給
4 交通事故・交通法規違反関係	(1) 飲酒運転での交通事故(人身事故を伴うもの)	ア. 酒酔い運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	免職
		イ. 酒酔い運転で人に傷害を負わせた職員	免職
		ウ. イにおいて事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	免職
		エ. 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせ、かつ事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	免職
		オ. 酒気帯び運転で人に傷害を負わせた職員	免職又は停職
		カ. オにおいて措置義務違反をした職員	免職
	(2) 飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)	ア. 人を死亡させ、又は重傷を負わせた職員	免職、停職又は減給
		イ. アにおいて措置義務違反をした職員	免職
		ウ. 人に傷害を負わせた職員	減給又は戒告
		エ. ウにおいて措置義務違反をした職員	免職又は停職
(3) 交通法規違反	ア. 酒酔い運転を行った職員	免職又は停職	

		イ. アにおいて、物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員	免職
		ウ. 酒気帯び運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員	停職、減給又は戒告
		エ. ウにおいて、物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員	免職又は停職
		オ. 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した職員	免職、停職、減給又は戒告
5 ネットワーク利用関係	(1) コンピュータの不 適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告
	(2) 不正アクセス	ア. 他人のパスワードを無断で使用し、又はコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスし、システム又は情報資産等の破壊、改ざん若しくは消去を行い、又は情報を漏洩させた職員	免職又は停職
		イ. 他人のパスワードを無断で使用し、又はコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスした職員	停職又は減給
	(3) 不正アクセス等の ほう助	ネットワーク管理者又はパスワードを付与されている利用権者に無断で当該利用権者のパスワードを第三者に提供した職員	停職又は減給
	(4) ウィルス、不正プ ログラム等の利用	ア. 故意にウィルス又は不正なプログラム等を利用してシステム又は情報資産等を損壊させた職員	免職又は停職
		イ. 故意にウィルス又は不正なプログラム等を利用してネットワークの適正な運用を妨げた職員	停職又は減給
	(5) 個人情報の目的外 使用	ネットワークを利用して業務上知り得た個人情報を当該業務以外の目的で使用した場合	免職又は停職
6 監督責任関係	(1) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員	減給又は戒告
	(2) 非行の隠ぺい・黙 認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員	停職又は減給